

2024.03.01

PLレポート(製品安全) <2024年3月号>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

○産業構造審議会 製品安全小委員会が「中間取りまとめ」を公表

(2024年2月7日 経済産業省)

経済産業省は2月7日、海外事業者から国内消費者への直接販売や、玩具などの子ども用の製品に関する安全確保のための対応についての「中間取りまとめ」を公表しました。

経済産業省は、ネットモールを介して販売された輸入製品による重大製品事故の発生や、安全でない子ども用の製品が容易に流入する状況にあることを踏まえ、現行の製品安全4法の課題の整理およびその対応策に関する検討を昨年1月より継続的に実施しています。

今回の「中間取りまとめ」は、現状の課題を整理した上で、今後の制度的措置および取組の方向性を示しています。その要点を以下抜粋します。

項目	現状の課題	制度的措置・取組の方向性
海外事業者から国内消費者への直接販売等を通じた製品の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・ 重大製品事故に占めるインターネット取引で販売された製品による事故の割合は年々増加する傾向・ ネットモール等を通じ、海外事業者が国内の輸入事業者を介さずに、直接国内の消費者に対して消費生活用製品を販売する機会が増大していることが一因・ こうした流通形態において、製品安全4法上の義務が果たされず、事故が生じた製品の回収等が行われないことで、国内の消費者の生命又は身体の安全の確保が困難となる事態が発生	<ul style="list-style-type: none">・ 国内の消費者に直接販売をする海外事業者も、製造・輸入事業者と同様、規制対象となることを明確化することが必要・ こうした海外事業者に自身に代わって国内で必要な対応をとる者を選任させることで、当該事業者が果たすべき義務の履行を担保することが必要・ 消費者の安全確保の観点や、製造・輸入事業者等に対する措置を補完する観点から、モール事業者に対し、危険な製品の出品削除の要請等を措置することを推奨

項目	現状の課題	制度的措置・取組の方向性
玩具などのこども用の製品の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 国内では玩具による乳幼児の気道閉塞事故が継続的に発生 多くの諸外国では玩具などの多種多様なこども用の製品が事前規制の対象 国内では、ST マーク制度といった民間の自主的取組に依存 現状、諸外国で基準違反により販売停止になった玩具の国内流入の阻止が困難 玩具以外の幼児用自転車、ベビーカーなども事故の未然防止対策が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> こども用の製品について事前規制の対象とすることが必要 製品の正しい使用方法(対象年齢及び使用上の注意)が保護者等の監督者に理解されることが必要 制度導入前に製造・輸入されたこども用の製品については各種措置の対象外とする方向で検討を進めることを推奨 中古品についても、安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要

事業者においては、今後、これらの対応が具体化していくなかで、自社基準を適時適切にアップデートしていくといった対応が求められます。

出所：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会 中間取りまとめ
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/20240207_1.pdf

国外のトピックス

○欧州委員会が製品安全表彰の受賞者を発表

(2023年12月11日、欧州委員会)

欧州委員会 (European Commission : EC) は 2023 年 12 月 11 日、製品安全に関する優れた取組を表彰する製品安全表彰の受賞者を発表しました。

この表彰は EU 加盟国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えた 30 か国の企業、研究者を対象として行われており、欧州委員会の消費者問題当局者等による審査を経て選出されます。

今回は 2021 年に続き 3 回目となりますが、①10 代の安全に貢献した企業の取組、②製品安全に取組む研究者の 2 つのカテゴリーが設けられ、6 社の取組と 4 つの研究プロジェクトが表彰されました。

受賞者および受賞理由の概要は、以下のとおりです。

カテゴリー①：10代の安全に貢献した企業の取組

分類	賞	企業（国）	製品	特徴
中小企業	金賞	PUKY （ドイツ）	マウンテンバイク	<ul style="list-style-type: none"> 10～14歳の子ども向けに特化して設計 大人と比較して体重が軽く、頻繁かつ活動的に使用することを想定 誤使用を考慮した厳格な試験を実施
	銀賞	Onanoff （オランダ）	ヘッドフォン	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚を保護する音量制限機能を搭載 家電製品より厳しい玩具の安全性と品質に関する試験に適合 ウェブサイトや SNS 等で安全なリスニング習慣の啓発を実施
	銅賞	TerrainQ Solutions（ドイツ）	製品安全評価 アルゴリズム	<ul style="list-style-type: none"> ネット市場において安全な製品を識別できるアルゴリズムを提供 技術文書や、EU の製品安全システムの警告等に基づいて、製品のリスクを評価 消費者に対しては赤黄青の信号表示で分かりやすい表示を提供
大企業	金賞	UVARTA （ドイツ）	モバイルバッテリー	<ul style="list-style-type: none"> 不注意や誤使用においても安全が担保される追加的な機能を搭載 消費者教育にも注力し、ウェブサイトや SNS 等でリスクや安全な取り扱いのヒント等の情報を提供
	銀賞	Essity （スウェーデン）	生理用下着	<ul style="list-style-type: none"> 10代の関心の高い持続可能性と環境影響の低減を図った製品 エコテックス®* 認証を取得した素材で製造されており、殺生物剤の添加なし 動画の提供などを通じて、身体の変化を正しく理解し対処できるようにするための取組みを実施
	銅賞	Mega （ギリシャ）	生理用ナプキン	<ul style="list-style-type: none"> ギリシャ産婦人科連合の最初の推奨ブランド 欧州で初めてエコテックス®スタンダード 100 認証を取得したフェミニンケアブランドでもあり、長期間の使用における安全性を実証 若い女性およびその家族に向け、健康や衛生、人間関係、オンライン利用に関するリスクの啓発も実施

カテゴリー②：製品安全に取り組む研究者

分類	賞	企業（国）	研究内容	特徴
若手研究者	金賞	Eduard Fosch-Villaronga、他 1 名（オランダ）	ロボットの安全性の標準化における多様性に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO13482（生活支援ロボットの安全要求事項）について、特に装着型の下肢リハビリテーション用ロボット（パワードスーツ）に焦点 ・ユーザーの多様性を反映するために、規格策定者とメーカーの双方に配慮が必要であることを明らかに
シニア研究者	金賞	Frederik Dijkers、他 3 名（オランダ）	自己消火ボタン電池の発明	<ul style="list-style-type: none"> ・誤飲したり唾液と接触したりすると電流が遮断されるボタン電池を設計し、特許を取得
	銀賞	Max Fuchs、他 4 名（オランダ）	消費者のオンラインレビューに基づく製品安全上の問題の検出に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の安全性に関するレビューと EU の Safety Gate のレポートを組み合わせて、家電製品に特化した安全性評価の枠組みを作成
		Andreas Stockl、他 3 名（オーストリア）		<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上から自動的に安全に関するレビューを抽出し、それらを生成 AI 等の新しい技術を用いてリスクの特定、課題のグループ化等を実施

カテゴリー①については、前回の表彰時と同じく製品のカテゴリーも広く、安全性の高い製品を提供しているだけでなく、それらの製品に関して消費者への啓発を行っている点が評価されています。また、カテゴリー②については、製品安全に関する研究であれば分野は問わないとされており、今回初めて採用されました。

欧州司法長官は受賞者発表のプレスリリースにおいて、「本表彰は、良い取組を奨励することが才能あるイノベーターによる最先端の取組を促進し、製品安全向上につながることを示すものである」と述べており、優れた研究を今後の行政に活かしたいという考えがあるように思われます。

日本においても経済産業省が主催する製品安全対策優良企業表彰が毎年行われています。日本の場合、企業が製品安全を実現するための仕組みを中心に評価するのに対し、EU の製品安全表彰は製品そのものに加え、今回新たに製品安全に関する研究者の取組も評価しており、日本とは着眼点が異なっています。

日本企業においては、本表彰を通じて欧州における製品安全のベストプラクティスを学び、自社の業務や製品の改善、改良に繋げて行くことが望まれます。

* エコテックス®認証とは、繊維製品が人体や環境に悪影響を及ぼさないことを証明する国際的な認証制度で、製品だけでなく生地生産から最終製品までの各製造段階も対象となる。

出所：EU のプレスリリース

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6410

○英国製品安全基準局が製品安全に関する消費者調査結果を公表

(2023年12月14日、英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局（以下、OPSS）は2023年12月14日、製品安全についての消費者の認識に関する2つの調査レポートを公開しました。

この調査の主な目的は、製品の安全性に関する消費者の意識と行動を理解し、OPSSの政策分野について新たな洞察を得ることとされています。2020年11月に第1回調査が行われており、今回は第4回（2022年6-7月実施）、第5回（2022年11-12月実施）の調査結果となります。第5回の調査も、従来と同じく対象者は英国人成人約1万人でした。

ここでは、第5回の調査結果について抜粋して紹介します。

①製品の安全性についての認識

- ・ 法的規制が整っているため、英国で販売されている製品は一般的に安全であると考えられている（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 製品を購入する際の判断要素として、安全性はあまり重要視されない傾向にある（同）。

②製品安全に関連する組織への信頼

- ・ 消費者保護団体に対しては、7割を超える人が信頼していると回答している（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 政府機関を信頼していると回答している人は、3割程度と高くない（同）。

③ネット購入における製品安全について

- ・ ネットで購入した製品の安全性を確保する責任は販売者にある、と考えている人が約8割となっている（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 英国/EU以外のネット市場で購入した製品の安全性に不安を感じている人は、6割に上る（同）。

④安全上の問題の経験について

- ・ 過去6か月間に購入した製品で安全性の問題を経験した人が1割程度いる（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 安全性に問題のある製品はベビー用品が最も多く、かつ他の製品よりも重大であると考えられている（同）。
- ・ 製品の安全性の問題を経験した際、7割を超える人が何らかの行動（返品、クレーム等）を起こしている（同）。また、18~29歳の若年層はその他の年齢層に比較して、何らかの行動をとる割合が高い（同）。

⑤リコールについて

- ・ 過去2年間に製品のリコールや安全に関する注意喚起を見聞きしたことのある人は、5割を超えている（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ 自分が所有する製品のリコールについて、メーカーまたは販売者を通じて直接連絡を受けることを望んでいる人が5割を超えている（同）。
- ・ リコールや安全に関する注意喚起を知った情報源については、テレビや新聞などのメディアの割合が最も多い（約23%）ものの、初回調査から減少傾向にある。一方で、SNSは相対的に少ない（約17%）が増加傾向にある（注：本調査のエグゼクティブサマリーには記載されていない事項）。

⑥製品のユーザー登録について

- ・ 大型家電では 6 割を超える人がユーザー登録を行っているが、その他の家電製品や消費生活用製品では 3 割以下に留まっている（初回調査から大きな変化なし）。
- ・ ユーザー登録する理由は、製品の保証を有効にすることである（同）。
- ・ ユーザー登録する人の 7 割はオンラインで登録している（同）。

調査報告では、この他に近年話題となることの多いボタン電池やスマート製品等についての調査も行っています。ここでは、製品安全に関係する話題についていくつか抜粋して紹介します（一部は第 4 回調査の結果です）。

1) 磁石と電池（第 4 回調査）

- ・ ボタン電池を用いた玩具について、5 歳未満の子どもが遊んでも安全かどうか 7 割を超える人が懸念を持っている。
- ・ 同様に、6 割を超える人が磁石を用いた玩具に懸念を持っている。

2) スマート製品（第 4 回調査）

- ・ スマート製品でメーカーが下記の対応をすることについて、半数以上が不快ではないと感じている。
 - 安全性の問題がある場合に警告すること
 - セキュリティの問題に対処するためにリモートで変更を行うこと
 - 物理的な問題に対処するためにリモートで変更を行うこと
 - 製品の状態を監視するためにデータを収集すること
- ・ 明確な理由がなく使用状況のデータを収集することについては、不快に感じないという回答が全体の約 4 分の 1 である。
- ・ 通常の製品かスマート製品かに関わらず、安全性について、約半数の人は同程度の考慮を行っている。

3) 個人用小型電動モビリティ（電動アシスト自転車、e スクーター等）

- ・ 電動モビリティを所有している人のうち約 2 割が、バッテリーないし充電器で安全上の問題を経験している。
- ・ 具体的には感電やシャープエッジによる怪我などが多く、火災を経験した人もいる。

本調査は、調査結果を述べているのみでそれに対する考察はほとんど加えられていません。また英国内に限ったものであり、流通している製品や習慣の違いなどがあるためそのまま日本に当てはまるわけではありません。しかし、調査が繰り返行われていることで、世界に共通する消費者の意識の変化を見て取ることができると思われます。製品を扱う事業者においては、こうした変化を参考にしつつ、製品の安全性を深めていくことが望まれます。

出所：OPSS のプレスリリース

<https://www.gov.uk/government/publications/opss-product-safety-and-consumers-wave-4>

<https://www.gov.uk/government/publications/opss-product-safety-and-consumers-wave-5>

コラム：EUにおいて進む製品安全・PLに関する法改正と日米の現在地

欧州連合（EU）においては、製造物責任（PL）指令の改正案に関する暫定合意¹が昨年12月14日付で、「修理する権利」を新たに導入する指令案に関する暫定合意が今年2月2日付で、相次いで公表されました。

この2つに限らず、最近EUにおいて、製品安全やPLに関連した法案の審議が進められているものを整理すると、以下のようなものが挙げられます。

法令 ² の名称	状況
集団訴訟指令	2023年6月、適用開始
玩具安全指令	2023年7月、改正案公表
PL指令	2023年12月、暫定合意
修理する権利指令	2024年2月、暫定合意
一般製品安全規則	2024年12月、適用開始
機械規則	2027年1月、適用開始

これらの法案が正式に適用開始となると、欧州と日本、米国で製品安全に関連する規制の内容や運用において、従来と異なる差異が生じる可能性があり、事業者としては注意が必要です。

今回のコラムでは、日本における「消費生活用製品」全般に関わる、PL指令、集団訴訟指令、一般製品安全規則（GPSR）に着目し、改正等に至った背景や規定された内容を概観するとともに、日本および米国の法令・運用との相違点をみていきます。

1. PL指令

EUにおけるPL指令は1985年に施行された後、特段の改正が行われないうまま約40年が経過しています。

そのため、たとえば今世紀に入って急速に普及したソフトウェアやAI（人工知能）などはPL法の対象となるのかという論点がありました。また、EC（電子商取引）を想定した規定はなく、取引が行われるネットモールの運営事業者が責任を負うか否かは不明確でした。加えて、AIなど新しく高度な技術が用いられた製品については製造業者と消費者との間で情報格差が生じることが指摘されており、被害を受けた際に原告の立証負担の軽減を図る必要性が議論されていました。

これらの論点について、EUのPL指令案、日本の現行法、米国の状況は以下のとおりです（以下表のEU改正案は入手可能な2022年時点のもの。暫定合意案は本稿執筆時点では非公開）。

¹ 正式な採択の前段階で、法案を提出した欧州委員会とこれを審議する欧州議会およびEU理事会の三者で会合を開き、法案の内容に合意すること。

² 規則はすべてのEU加盟国を拘束し直接適用されるが、指令はEU加盟国に直接適用されない（EU加盟各国での国内法化を経る必要がある）。

論点	EU 改正案	日本	米国
ソフトウェアの「製造物」該当性	明文で該当	原則該当しない	多くの州で該当しない
ネットモール運営事業者の責任	明文で規定	明文規定なし	一部の裁判所が認める
欠陥に関する原告の立証負担の軽減	明文で規定	明文規定なし	一部の州であり

<ソフトウェアの「製造物」該当性>

- ・ 現行の PL 指令、日本の PL 法、米国の第三次不法行為リステイトメント³は、PL が発生する前提となる「製品」を「有体物⁴」に限っている⁵。
- ・ そのため、「有体物」でないソフトウェアは PL の対象とならないと考えられてきた。
- ・ ただし、ソフトウェアの不具合が原因でソフトウェアを組み込んだ製品（たとえばコンピューター）による事故が発生した場合は、ソフトウェアの不具合が当該製品自体の欠陥とされる場合がありうる。
- ・ EU 改正案はこの議論から脱却し、ソフトウェアが PL 法令上の「製品」であることを明文化した。

<ネットモール運営事業者の責任>

- ・ 従来、EU、日本、米国においては、自ら製造も販売も行わず、ただ販売のための場所を提供しているに過ぎないネットモール運営事業者は PL 上の責任主体でないという理解が大半であった。
- ・ そのため、被害者は製造業者または販売業者⁶（EU および米国の場合）に対し責任追及を行うことを求められたが、これら事業者が海外に存在する場合など、賠償を得るのが事実上困難な場合もあった。
- ・ こうした背景や、現代の取引におけるネットモールが果たす役割等に鑑み、EU の改正案はネットモール運営事業者も PL の責任主体であることを明文化した。
- ・ なお、米国の一部の裁判所は PL に関する裁判でネットモール運営事業者の責任を認めており、裁判所によって判断が異なっている。

<原告の立証負担の軽減>

- ・ 現行の PL 指令、日本の PL 法、米国の多くの州⁷では、原告（被害者）が欠陥についての立証責任を負う。
- ・ しかし、AI など高度に専門的な製品については、被害者と製造業者との間に情報の非対

³ 重要な判例で示された考え方を条文の形で体系化し説明と例を付したもの。

⁴ 消費者庁「製造物責任(PL)法の逐条解説 第2条(定義)」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/pdf/annotations_180907_0003.pdf)によると、「有体物とは、一般に空間の一部を占める有形的存在（分子が存在する物質）」。

⁵ ただし、PL 指令は例外として有体物でない「電気」が PL 指令上の「製品」であることを規定している。

⁶ 日本と異なり、EU および米国では販売者も PL の責任主体である。

⁷ コーネル大学ロースクールのウェブサイト (https://www.law.cornell.edu/wex/products_liability)によると、アラスカ州、カリフォルニア州、ハワイ州が例外。

称性があり、被害者の立証負担が重すぎると考えられることから、EUの改正案は一定の場合に欠陥や因果関係を推定することで、立証負担の軽減を図った。

- ・ なお、日本においても、欠陥の推認により立証負担の軽減を認めたと考えられる裁判例が散見される。

2. 集団訴訟指令

欧州においては、2015年に自動車メーカーの排ガス不正が発覚した後、EU加盟各国の消費者が同メーカーの責任を追及しようとした際に、国によって集団訴訟のルールが異なることが問題となりました。この反省を踏まえ、いわゆる集団訴訟指令が2020年に成立し、2023年6月より適用が開始されています。

EU、日本、米国の3つを比較した場合、PLに関して集団訴訟を行えるか、「集団」への参加はどのような形で行われるか、そもそも集団訴訟は誰が提起することができるのか、について違いがみられます。

以上を踏まえた、EU、日本、米国の現状は、以下のとおりです。

論点	EU	日本	米国
PLに関する 集団訴訟	原則可	明文で不可	原則可
「集団」への参加	オプトイン または オプトアウト	オプトイン	オプトアウト
裁判手続きの 実施主体	特定団体に限る	特定団体に限る	限定なし

<PLに関する集団訴訟>

- ・ EUおよび米国はPLに関し集団訴訟を提起することを認めている。
- ・ 一方、日本の消費者裁判手続特例法（2016年10月1日施行）は対象となる事案を限定としており、PLは含まれていない。

<「集団」への参加>

- ・ 被害の回復などを求める「集団」への参加形態に関しては、届出などにより参加の意思表示を必要とする「オプトイン」型、集団への参加に特段の届出を必要とせず、反対に集団から離脱する場合に意思表示を求める「オプトアウト」型の2つの形がありうる。
- ・ EUはいずれの形とするかを各加盟国の国内法に委ねている。たとえば、ドイツは「オプトイン」型を採用している。
- ・ 日本は「オプトイン」型を採用している。
- ・ 米国は「オプトアウト」型を採用している。そのため、米国においてはクラスが非常に大きくなり、事業者の責任が認められた場合に賠償額が高額となる一方、個々の被害者への支払いが適正にされていない可能性が指摘されている。

<裁判手続きの実施主体>

- ・ EUにおいては、消費者個人は集団訴訟の原告となれず、予め認められた適格団体のみが訴えを提起することができる。
- ・ 日本においては、原告は特定適格消費者団体に限定される。これは、適格消費者団体の中から新たに認定され、業務運営について行政監督を受けるとともに、団体の受け取る報酬・費用の定めが規律されている。
- ・ 米国においては、被害者であれば誰でも集団訴訟の原告となることができる。

3. 一般製品安全規則

最後に、今年12月より完全適用される一般製品安全規則（GPSR）について、特に製品事故報告に焦点をあて、日米欧の相違をみていきます。

一般製品安全規則は、旧来の一般製品安全指令（GPSD）を置き換えるもので、製造業者などの事業者に対して「安全な製品」のみを域内市場に供給する義務を課す消費者保護規制です。同規則においては、製品事故等の報告のほか、リコールや製品トレーサビリティの確保などについても規定されています。

製品事故等の報告について定めた日本法として消費生活用製品安全法が、米国の連邦法として消費者製品安全法があります。

以下、今後適用される一般製品安全規則（EU新法）および日本、米国の相違を挙げます。

論点	EU 新法	日本	米国
報告義務が生じる場合	死亡または健康および安全への重大な悪影響	重大製品事故	製品が一定のリスクを有する場合、法令・規則等への違反等
報告の期限	ただちに	10日以内	24時間
報告義務者	製造業者、輸入業者、販売業者等	製造業者、輸入業者	製造業者、輸入業者、販売業者等
報告義務違反のペナルティ	各国規定による	100万円以下の罰金等	最大約1700万ドル ⁸ の民事制裁金等

<報告義務が生じる場合>

- ・ 報告義務が生じる場合は国によって異なり、必ずしも製品事故の発生に限定されない。
- ・ EU新法においては、「死亡、または健康および安全への重大な悪影響（傷害、その他の身体への損害、疾病、慢性的健康障害を含み、一時的か永続的であるかを問わない）」が製品の使用に関連して生じた場合に報告義務が発生する。
- ・ 日本においては、死亡事故、後遺障害事故、治療（投薬期間を含む）を要する期間が30日間以上の事故、火災（消防が認定したもの）、一酸化炭素中毒事故が「重大製品事故」にあたり、報告が義務となる。

⁸ 連邦官報 (<https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/01/2021-26082/civil-penalties-notice-of-adjusted-maximum-amounts>) に基づく。

- ・ 米国においては、以下のいずれかに該当する場合に報告が求められる⁹。
 - ① 消費者に傷害を負わせる重大なリスクを生じうる欠陥を有する製品
 - ② 重傷または死亡につながる不当なリスクを生じる製品
 - ③ 消費者製品安全法等の定める製品安全規則等に適合しない製品
 - ④ 玩具またはゲームに含まれる小部品等での子どもの窒息による死亡、重傷、呼吸停止または医療専門家による処置をとまなう事故の発生
 - ⑤ 消費者製品安全法 37 条の定める期間における一定の訴訟（これについては製造業者および輸入業者のみが報告義務を負う）

<報告の期限>

- ・ 報告義務を負う事業者は一定期間内に行政への届出を求められるが、その期限は国によって異なる。
- ・ 特に短いのが米国（24 時間以内）である一方、EU は明確な期限は定められておらず、「ただちに（immediately）」という規定になっている。
- ・ 日本は 10 日以内と定められている。

<報告義務者>

- ・ 報告の義務を負う主体については、日本においては製造業者、輸入業者が報告義務を負う一方、販売業者はこれを負っていない。この点は EU、米国と異なる。

<報告義務違反のペナルティ>

- ・ 報告義務に違反した場合、一定の場合にペナルティが課されるが、そのあり方も日米欧で異なる。
- ・ EU では米国と同様、高額の制裁金のルール化が検討されたが、最終的に加盟各国の規定に委ねる形で決着した。
- ・ 日本においては、報告義務を怠った場合などには、再発防止に向けて社内体制を整えるよう「体制整備命令」が発動されるが、これに違反した場合に個人や法人への罰金 100 万円以下などの刑事罰が科される。
- ・ 米国では、違反ごとに最大 10 万ドル、複数の違反がある場合は累計して最大約 1700 万ドルの制裁金が民事訴訟を通じて請求されるほか、故意に違反した場合は刑事罰の対象にもなる（禁固 5 年以下など）。

今回紹介した EU の法令はまだ適用が始まる前または始まった直後のものであり、今後の運用がどうなるか注意が必要です。また、日本の PL 法は EU の PL 指令を参考として起草されたものといわれていることから、EU の法制度のあり方が今後日本の法制度にも影響を及ぼしてくる可能性が考えられます。これらの点から、事業者は継続的に情報収集し、改正に先んじた対応が求められます。

以 上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

⁹ CPSC ウェブサイト (<https://www.cpsc.gov/Business-Manufacturing/Recall-Guidance/Duty-to-Report-to-the-CPSC-Your-Rights-and-Responsibilities>) に基づく。

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_cs@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2024